



# 令和6年10月1日より 放置禁止区域を拡大します！

## ◆ 拡大する区域

広小路通 中区役所交差点 ～ 東新町交差点

## ◆ 放置禁止区域の指定・拡大がされると？

区域内に自転車等を放置すると**即時撤去**の対象となります。

※放置とは、自転車等の利用者が自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいいます。

## ◆ 撤去されないためには？

施設(民地内)の駐輪スペース もしくは、道路等に設置された**有料駐輪場** を利用してください。

## ◆ 周辺の有料駐輪場の利用料金は？

1回利用: **90分まで無料**。以降**100円(200円)～**

※時間ごとに課金されます。

定期利用: 【一般】1ヶ月 **2,000円(3,500円)**

## ◆ 撤去された自転車等の引き取りは？

手数料: **3,500円(5,000円)**

※利用料金・手数料ともに、カッコ内は原動機付自転車(50cc以下)の金額。

## 対策の効果イメージ



対策前



対策後

詳しくはこちら



満車空車  
定期申込



場所  
利用料金

(問い合わせ先) 名古屋市 自転車利用課 972-2858

